

## 生活保護費の給付事業

### ①生活保護の適正実施事業

#### 1 趣 旨

生活保護の適正実施と生活保護業務の実施水準の確保のため、各福祉事務所（19市町村）に対する指導監査を計画的・重点的に実施するとともに、町村福祉事務所の生活保護業務が円滑かつ適正に実施されるよう、町村福祉事務所の基盤づくりへの支援を行います。

#### 2 事業の概要

##### (1) 指導監査の実施

県の定める実施要綱に基づき、次のとおり指導監査を実施

- ・法施行事務ヒアリング（19福祉事務所）
- ・一般監査  
（特別指導監査の実施事務所を除く18福祉事務所）
- ・特別指導監査（1福祉事務所）
- ・特別監査（特定の事項に問題がある福祉事務所） 等

##### (2) 町村福祉事務所への支援

- ・生活保護支援スタッフ（本庁）及び石見スタッフによる実地指導（随時）
- ・町村福祉事務所職員を対象とする研修の実施 等

#### 3 平成25年度予算額

3,509千円

（担当課 地域福祉課）

### ②生活困窮者支援モデル事業

#### 1 趣 旨

経済的困窮や社会的孤立の状態にある「生活困窮者」に対し、平成25年度から国が全国で行うモデル事業を活用し、相談支援及び多様な就労支援、生活支援を行うモデル事業を実施します。

#### 2 事業の概要

生活困窮者に対する総合相談支援窓口を「島根県社会福祉協議会」に委託・設置し、次の事業を実施します。

##### (1) 実施事業

- ・訪問支援を含む相談事業
- ・一般就労が直ちに困難な者への「中間的就労」の場の提供（実施のための準備を含む）
- ・多重債務者等への家計支援を含む生活支援
- ・居住確保のための支援 など

##### (2) 実施地域

松江市（松江市と連携し実施）

##### (3) (モデル) 事業の期間

平成25～26年度（予定）

※モデル事業の成果と課題を踏まえ、福祉事務所を設置する市町村等に相談窓口を設置していく予定（平成27年度設置予定）

#### 3 平成25年度予算額

47,033千円

（担当課 地域福祉課）